

○財務省告示第三百七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年十一月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第三百四

十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る

ため ための公債の発行の特例に関する

る法律（平成二十四年法律第百

一号）第二條第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十七条第

一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ 入札発競争

ハ 入札発競争

ロ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び
格競争入札と同時に行われる入
札であつて、財務大臣が各国債
市場で特別参加者ごとに発行（以
下「国債市場特別参加者・第 I
非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額を順次割り
当てる。そのうち応募額を案分によ
り各申込みの応募額を案分によ
り割り当てる。特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

額面金額で二兆四千七百三十八
億円、財政法第四十一条の規
定に基づき発行した利付国債に
ついては、金額で七百九十
億六千八百六十万円、財政運
営に必要な財源の確保を図るた
めの公債発行の特例に関する
法律第二十一条の規定に基づ

七 払込金額																							
イ 札入価格競争					ロ 札非競争入																		
行争非者特	国債市	札発競争入	入札発競争	価格競争	行争非者特	国債市	札発競争入	入札発競争	価格競争														
二千二百五十六億九千二百二万	二千二百五十六億九千二百二万	三億七千六十四万三千八百円	十九万五千円	二兆四千七百八十一億千三百四	で二	た利付	条第一	特別	で三	た利付	条第一	特別	億二千	は、	づき	法第	二	債に	の規	に	九	は	き
					千	二	国債	の規	億七	千	項の	計に	会計	千	額	発	十	八	つ	関	千	、	発
					百	五	に	規定	万	円	に	関	に	五	で	行	十	十	に	する	八	額	行
					十	三	つ	に			に	す	る	十	三	付	二	億	基	法	十	面	利
					億	円	い	基			に	る	法	五	千	国	千	は	づ	第	五	額	付
					九		て	づ			に	き	律	万	二	債	二	、	き	十	万	金	行
					千		、	き			に	額	第	円	百	に	は	、	発	七	円	額	し
					二		額	発			に	面	四	、	九	つ	十	額	行	十	、	一	利
					百		面	行			に	金	十	兆	十	い	四	で	付	七	同	兆	国
					二		金	し			に	行	億	国	七	て	十	一	国	項	計	億	債
					万		額	七			に	七	十	に	四	て	四	兆	債	計	億	に	つ
											に	七	三	億					に	十	億	つ	い
											に	七	億						に	三	億	い	て

八 最低額面金
九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

ロ 入札競争
イ 非競争入札

十二 利率
十三 経過利率

五万円
振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
す。平成二十六年十一月十七日
平 成 二 十 六 年 十 一 月 十 七 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 六 銭
五 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 七 銭
四 厘

(一) 年〇・一パーセント
は、払込金額に加え、次の算式
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 2}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
によりついで、前記(一)の算式に
額より算出した金額から該金を
乗

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

じた金額（ただし、当該債
を發行時において取得する者
が非居住者又は外国人であ
る場合は、前記（一）の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

平成二十七年五月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月十五日及び十一月十五
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成二十八年十一月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年十一月十七日